

令和3年度会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金  
交付申請書類チェック表

確認欄	書 類
	<p><u>補助金交付申請書（第1号様式）</u>            ※申請者と設置住宅等の所有者が異なる場合又は設置住宅等が共有である場合            → 添付書類（8）が必要</p>
添付書類 （1）	<p>収入印紙が貼り付けられた工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し            ※工事請負契約書等に記載された設置場所と所在地の表記が異なる書類がある場合 → 添付書類（14）が必要</p>
添付書類 （2）	<p>申請者本人の住民票（発行日が申請日より3月以内のもの）            ※住民票の住所と所在地の表記が異なる書類がある場合            → 添付書類（14）が必要</p>
添付書類 （3）	<p>対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅等全体の写真（住宅用蓄電池システム等にあつては、メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。）</p>
添付書類 （4）	<p>住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図</p>
添付書類 （5）	<p>対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請者個人が、補助対象経費を支払っていることが確認でき、経費の対象となる項目が分かるもの。）</p>
添付書類 （6）	<p>電力会社からの「電力受給契約確認書」の写し            ※「電力受給契約確認書」の受給地点と所在地の表記が異なる書類がある場合 → 添付書類（14）が必要</p>
添付書類 （7）	<p>対象システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し</p>
（該当者のみ） 添付書類 （8）	<p><u>住宅等の所有者の承諾書</u>（申請者と対象システムが設置された住宅等の使用者が所有者と異なる場合又は共有の場合に限る。）            ※所有者又は共有者全員の承諾が必要</p>
添付書類 （9）	<p>申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）であり、発行日が申請日より3月以内のもの。）            ※申請日時点で市税の未納がある場合には受付できません（納期末到来分を除く）            ※過去3年分の市税の納税証明書が提出できない場合 → 「納税証明書不添付理由書」の提出が必要</p>
添付書類 （10）	<p>対象システムが設置された住宅等の登記簿謄本の写し（発行日が申請日より3月以内のもの。）            ※建物・土地両方の登記簿謄本（全部事項証明書）            ※住居表示実施地区等の場合 → 添付書類（14）が必要</p>

(該当者のみ)	添付書類 (11)	住宅用蓄電池システム等の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（第1号に掲げる書類と同一のものである場合には、不要とする。） ※工事請負契約書等に記載された設置場所と所在地の表記が異なる書類がある場合 → 添付書類（14）が必要
(該当者のみ)	添付書類 (12)	住宅用蓄電池システム等の設置に係る領収書及び内訳書の写し（第5号に掲げる書類と同一のものである場合には、不要とする。）
	添付書類 (13)	住宅用蓄電池システム等の出荷証明書又は保証書の写し（メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。） ※国の補助事業の補助対象設備として登録されていること
(該当者のみ)	添付書類 (14)	前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類 ※例・・・「住居番号付番通知書」、「住居番号付番証明書」
(該当者のみ)	<u>補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）</u> ※申請者以外の第三者（施工業者）に交付申請等の手続を代行させる場合、提出必要	
	<u>債権者登録申請書</u> ※通帳の写しを添付してください	
(該当者のみ)	<u>納税証明書不添付理由書</u> ※転入などにより過去3年分の市税の納税証明書が提出できない場合、提出必要	

※上表のうち、下線が引かれた書類については、市のウェブサイトから様式（参考様式）をダウンロードできます。

※補助金交付要綱に基づき、上記のほか、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。